

青森県報

第三千三百一十一号

平成二十二年
十一月五日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出	同	四
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出	同	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	四
道路の区域の変更	道路課	五
道路の供用の開始	同	五
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	六

告 示

県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札
建設業者の許可の取消し
右 同

(林政課) 七
(東青地局) 七
(東青地局) 七
(中南地局) 八

青森県告示第七百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指定年月日
介護老人保健施設平成の館	弘前市大字石渡四丁目一三の七	介護老人保健施設	平成三二〇一

青森県告示第七百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日

株式会社 アルマ	弘前市大字北横 町一九の一	居宅療養 管理指導	黒石薬局	黒石市ちとせ三 丁目三	平成 三・九一
有限会社 藤器機	弘前市大字安原 三丁目八の一	訪問介護	WAKI ハッピー	弘前市大字五代 早稲田五〇八 四五	三・二〇一
社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	短期入所 生活介護	平成の家 イートステ	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	"
"	"	短期入所 療養介護	介護老人保 健施設平成 の館	弘前市大字石渡 四丁目一三の七	"
株式会社 つたかいこ	弘前市大字城東 中央四丁目一 の五	訪問介護	株式会社 つたかいこ	弘前市大字城東 中央四丁目一 の五	三・二〇二五
株式会社 まごころ	五所川原市大字 稲実字稲葉四九 の一	通所介護	デイサービ スセンター まごころ	五所川原市大字 唐笠柳字藤巻四 七八の一七	三・九二〇

青森県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 アルマ	弘前市大字北横 町一九の一	介護予防 居宅療養 管理指導	黒石薬局	黒石市ちとせ三 丁目三	平成 三・九一
有限会社 藤器機	弘前市大字安原 三丁目八の一	介護予防 訪問介護	WAKI ハッピー	弘前市大字五代 早稲田五〇八 四五	三・二〇一

青森県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	介護入所 生活介護	平成の家 イートステ	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	"
"	"	短期入所 療養介護	介護老人保 健施設平成 の館	弘前市大字石渡 四丁目一三の七	"
株式会社 つたかいこ	弘前市大字城東 中央四丁目一 の五	訪問介護	株式会社 つたかいこ	弘前市大字城東 中央四丁目一 の五	三・二〇二五
医療法人 昌会	八戸市大字大久 保字大山三一 の二	通所介護	デイサービ スみほの	八戸市大字大久 保字大山三一 の二	三・八一
株式会社 まごころ	五所川原市大字 稲実字稲葉四九 の一	"	デイサービ スセンター まごころ	五所川原市大字 唐笠柳字藤巻四 七八の一七	三・九二〇

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定 年月日
有限会社 藤器機	株式会社 ライフワイ AKI	平成 三・二〇一
主たる事務所の 所在地	所在地	
弘前市大字安原三丁 目八の一	弘前市大字五代早 稲田五〇八の四五	

青森県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示

する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
医療法人 一心会		株式会社 サンメデ イカル		"		赤坂電子 工業 株式会社		名 称	居宅介護事業者
八戸市大字 廿三日町七		岩手県盛岡 市肴町二の 三一		"		十和田市西 十四番町一 三の五		主たる事務 所の所在地	
居宅療養 管理指導		福祉用具 貸与		通所介護		訪問介護		類 別	居宅介護 事業の種
石亀歯科 医院八戸		株式会社 サンメデ イカル八 戸営業所		いあつた 青い森 うるお ムケア イムケア		青い森 うるお イムケア 青い森 うるお		名 称	居宅介護事業所
八戸市大字 廿三日町七		八戸市沼館 二丁目三〇 の三		"		十和田市大 字三本木 字西小稲 二〇の二 六の二		所 在 地	
一九・三・一		三・九・一		"		平成 三・九・二〇		年 月 日	更 新

青森県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示

する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
医療法人 一心会		株式会社 サンメデ イカル		"		赤坂電子 工業 株式会社		名 称	介護予防事業者
八戸市大字 廿三日町七		岩手県盛岡 市肴町二の 三一		"		十和田市西 十四番町一 三の五		主たる事務 所の所在地	
介護予防 居宅療養 管理指導		福祉用具 貸与		通所介護		訪問介護		類 別	介護予防 事業の種
石亀歯科 医院八戸		株式会社 サンメデ イカル八 戸営業所		いあつた 青い森 うるお ムケア イムケア		青い森 うるお イムケア 青い森 うるお		名 称	介護予防事業所
八戸市大字 廿三日町七		八戸市沼館 二丁目三〇 の三		"		十和田市大 字三本木 字西小稲 二〇の二 六の二		所 在 地	
一九・三・一		三・九・一		"		平成 三・九・二〇		年 月 日	更 新

青森県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により

告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
有限会社赤坂電子工業		主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
十和田市西の五番町一三の五		名 称	青い森ホームケアうる
		所 在 地	十和田市大字三本木字西小稲二〇六の二
		変 更 日	平成三・九・二〇

青森県告示第七百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定福祉用具販売事業者
株式会社サルメディカ		主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所
岩手県盛岡市肴町二の三一		名 称	あつたかいシヨツプ
		所 在 地	八戸市沼館二丁目三〇の三
		変 更 日	平成三・九・一

青森県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	地域包括支援センター
社会福祉法人桜木会		主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所
むつ市桜木町一三の一		名 称	むつ市地域包括支援センター桜木セ
		所 在 地	むつ市大湊新町三〇の一〇
		変 更 日	平成三・八・一

青森県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
株式会社サルメディカ		主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所
岩手県盛岡市肴町二の三一		名 称	あつたかいシヨツプ
		所 在 地	八戸市沼館二丁目三〇の三
		変 更 日	平成三・九・一

青森県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称	五所川原市字烏森四一五の一 有限会社ウイング	名称	五所川原市字烏森四一五の一 居宅介護支援事業所ほほえみ	平成 一六・一・二〇
主たる事務所の所在地	五所川原市字烏森四一五の一	所在地	五所川原市字烏森四一五の一	

青森県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路類	路線名	変更の区間		備考
			前	後	
1	国 道	二八〇号	青森市大字岡町字松本七六の一から 青森市大字岡町字松本七六の一まで	敷地の幅員 三三〇・七〇メートルから 三三〇・七〇メートルまで	敷地の延長 四二・四〇メートル

青森県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 松野木姥泡線	五所川原市大字松野木字花笠九五の二三から 五所川原市大字松野木字松本二三八まで	平成三・二・五

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）七戸ショッピングセンター
上北郡七戸町大字荒熊内六七の七〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
青森県青森市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役社長 村井正平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 イオンリテール株式会社
青森県青森市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役社長 村井正平
- 2 その他未定
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年六月二十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一〇、六三九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
四六五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
一五六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二・三・三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) イオンリテール株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

(二) その他小売業を行う者（未定分）

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十二年十月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場

2 期間 平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月五日まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限 平成二十三年三月五日

2 提出先 青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(三) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(四) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(五) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(六) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(七) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件（立木）の売却

所在地	樹種	本数（本）	材積（ ³ m）
下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五地内	スギ	五、九七七	三、〇四八・六〇

- 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 三 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五

- 四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県農林水産部林政課

- 五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目一の八

むつ合同庁舎旧館二階中会議室

2 日時

平成二十二年十一月二十二日（月） 午後一時

- 六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

- 九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十二年十一月十六日午後一時までにむつ市中央一丁目一の八むつ合同庁舎旧館二階小会議室に集合し、下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五まで移動して現場説明を行う。

- 3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話 〇一七 七三四 九五二一

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三上ホームサービス

- 二 代表者の氏名 三上 セツ

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字若宮四四の七

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一二七八八号

- 五 取消年月日 平成二十二年十月十五日

- 六 取消しに係る建設業の許可

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 前武建設有限公司

二 代表者の氏名 武内 良夫

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字熊嶋字亀田一六〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一五六一一号

五 取消年月日 平成二十二年十月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭